

第7節

デジタル・デバイドの 解消及び人材育成

SECTION 07

→ 1 地理的デバイドの是正

ブロードバンド・ゼロ地域の解消

我が国では、ブロードバンドが急速に普及し、料金・速度の面で世界一のブロードバンド環境を実現している。他方、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくい地域については十分に整備が進んでおらず、地理的要因による情報格差（デジタル・デバイド）の解消が喫緊の課題となっている。

総務省では、「2010年までに国民の100%が高速または超高速を利用可能な社会」を実現するとしたu-Japan政策の目標達成のため、「平成18年度ICT政策大綱」において、都市と地方の格差解消を実現するための具体的な政策として、電気通信基盤

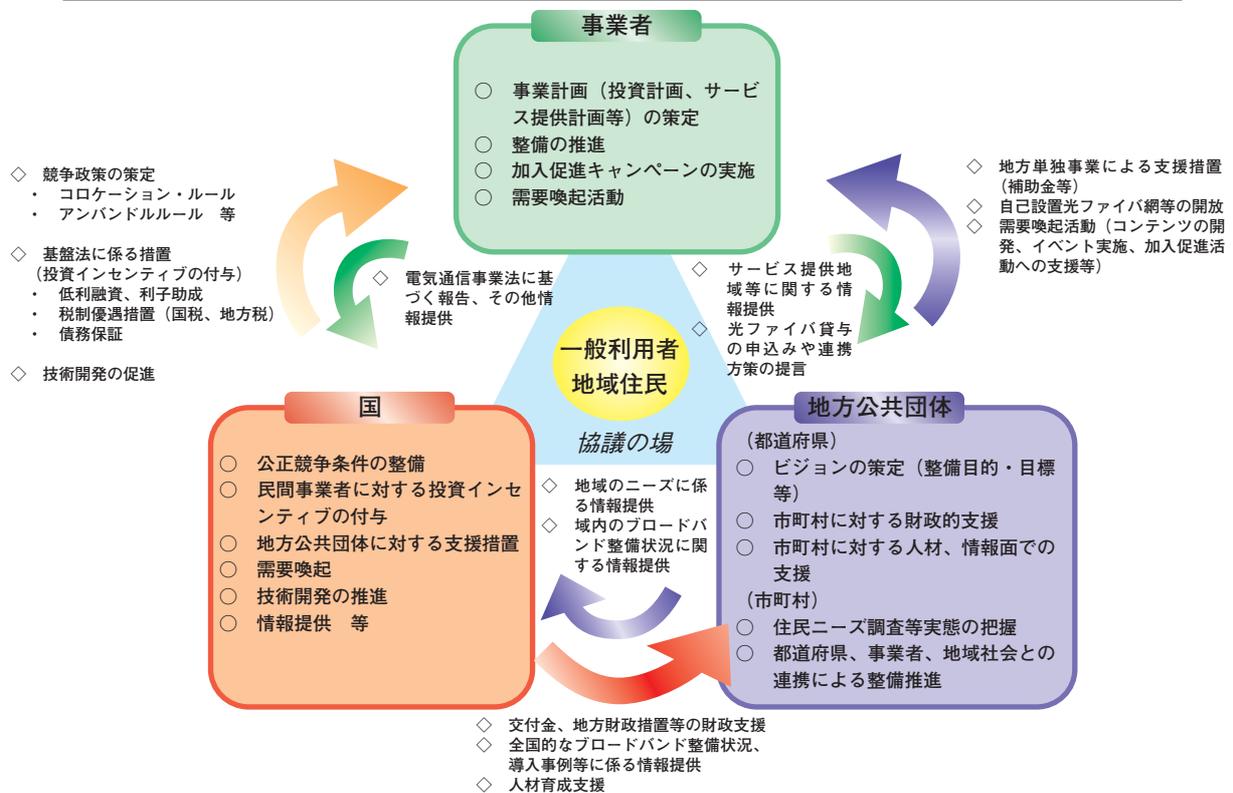
充実臨時措置法に係るブロードバンド基盤整備のための支援措置の拡充、地域ICT基盤整備と利活用を推進するための支援等を提示したところである。

政府としても、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）においてu-Japan政策を推進し、デジタル・デバイドの是正への取組を引き続き推進することを定め、また、e-Japan戦略に代わる新たな戦略である「IT新改革戦略」（平成18年1月IT戦略本部決定）において、2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目標と定め、その実現に向けた取組が必要とされている。

ブロードバンド基盤の整備は、民間主導を原則

図表3-7-1 事業者・国・地方公共団体等の連携によるブロードバンド整備の推進

今後のブロードバンド整備においては、事業者・国・地方公共団体の連携による取組が重要



に置き、公正な競争を確保しつつ、事業者に対する投資インセンティブの付与、公共光ファイバの解放促進措置、地域情報通信基盤整備推進交付金等の国による地方公共団体に対する支援、新たな

電波利用システム等の新技術の開発導入等の実現を図ることが必要であり、事業者、国及び地方公共団体の三者の連携による取組が重要である。

図表3-7-2 地理的ディバイドの克服に向けた各事業の概要

事業名	対象地域又は対象者	事業の概要
電気通信基盤充実臨時措置法利子助成制度	ブロードバンド基盤整備を行う民間事業者	施設整備に必要な資金の借入れに係る利払いに充てる費用の一部につき、情報通信研究機構が利子助成金を交付 【助成幅】最大2.0% 【助成後下限金利】 過疎地域等条件不利地域 当初5年間 1.6%※ 6年目以降2.1% その他の地域 当初5年間 2.0% 6年目以降2.5% ※財投金利が1.6%を下回る場合は財投金利を適用
地域情報通信基盤整備推進交付金	過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域	市区町村（合併市町村又は連携主体を含む。）等が地域の特性に応じた情報通信基盤を整備する際の経費の1/3を補助（第3セクターが整備する場合は1/4を補助）
移動通信用鉄塔施設整備事業	過疎、辺地、離島（小笠原、奄美及び沖縄を含む。）、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯	市町村による移動通信用鉄塔の設置に要する経費の1/2を補助
無線システム普及支援事業	過疎、辺地、離島（小笠原、奄美及び沖縄を含む。）、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯	公益法人による有線伝送路の貸与に要する費用の1/2又は2/3を補助
民放テレビ放送 難視聴解消施設整備事業 （平成3年度～）	地上系民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域	市町村が整備する共同受信施設及び中継施設の設置に要する経費の1/3を補助 （過疎地等以外の市町村が中継施設を設置する場合は1/4を補助）
衛星放送受信設備設置助成制度 （平成2年度～）	地形等（建造物を除く）によるNHKのテレビジョン（地上）放送の難視聴地域において、衛星放送を受信するための設備を設置した者	個人又は団体が、NHKの衛星放送受信設備の設置に要する経費の1/4を補助

2 情報バリアフリー化の促進 ～年齢的・身体的な条件に基づくICT利用格差の是正～

1 利用環境のユニバーサル化

情報社会の発展とともに、情報通信機器やウェブサイトを通じたサービスが広く利用されつつあり、高齢者や障害者にもこれらの機器やサービスが容易に利用できるよう、アクセシビリティの確保が必要となっている。このため、総務省では、情報アクセシビリティを確保するためのガイドライン等の策定・普及に取り組んできた。

特にウェブアクセシビリティに関しては、高齢者や障害者を含む誰もが公共分野のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、平成16年11月から、「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、平成17年12月に報告書を取りまとめ、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を策定した。総務省では、引き続き、地方公共団体の担当者等を対象としたセミナーの開催等を通して、「みんなの公共サイト運用モデル²」の積極的な活用を促すための取組を継続的に進めていくこととしている。

このほか、ICTを活用した高齢者の社会参加を促すため、平成18年度から高齢者のユーザビリティに配慮したICT利活用環境の実現に向けた調査研究を実施する予定である。

2 高齢者・障害者の個別ニーズに合わせたICT利活用支援

総務省では、障害者がICTを利活用するに当たり身近な地域で信頼できる十分な支援が得られるよう地域における障害者のICT利活用支援の体制を確立することを目的として、平成16年5月から、「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」を開催し、平成17年9月に報告書を公表した。また、本報告書の提言を受けて、障害者のICT利活用支援の基盤となる情報収集・提供の在り方を検討するこ

とを目的として、同年11月から平成18年3月まで「ICT支援ポータルサイト」を公開し、その有用性について実証実験を行った。

同年には、高齢者・障害者がICTを用いて活躍する事例の収集やその定量的な分析を通じて、必要な支援等の在り方を検討するとともに、こうした検討の成果を広く普及することで、国民の理解や地方公共団体の取組を促進することとしている。

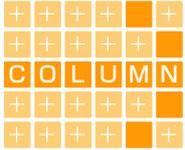
また、総務省では、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）を通じて、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対する支援や、身体障害者向け通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成及び情報提供を継続的に実施している。

3 字幕番組・解説番組等の充実に向けた取組

総務省は、視聴覚障害者等が放送を通して情報を取得し、社会参加をしていく上で必要な字幕番組・解説番組等の普及策を推進している。具体的には、字幕番組、解説番組や手話番組を制作する者に対し、その制作費の一部について助成を行っている。

なお、字幕番組については、平成9年に郵政省（当時）が作成した「平成19年までに新たに放送する字幕付与可能な全ての放送番組に字幕を付す」という普及目標を受けて、NHK及び民放キー局等がそれぞれ字幕拡充計画を作成しており、NHKが平成18年度までに100%、民放キー局が平成19年度までに80～90%としている。総務省は、各放送事業者の字幕放送等の進捗状況の把握・公表等を行うことで自主的な取組を促進している。平成16年度の字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合は、NHKでは89.5%、民放キー局では、55.0%となっている。

² 「みんなの公共サイト運用モデル」の詳細は以下を参照（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/w_access/index.html）



ウェブアクセシビリティの確保

1 ウェブアクセシビリティの重要性

情報通信技術の進歩により、様々なサービスがインターネットを通じて提供されるようになってきているが、これらは高齢者や障害者にとっても様々な恩恵をもたらすものとして期待されている。例えば、以前は印刷物での情報提供しかなかったものが、ホームページでの情報提供が行われるようになったことで、全盲の視覚障害者でも画面読み上げソフト等を利用することにより、他人の力を借りずに情報を入手できるようになっている。また、今後電子申請が一般的になれば、移動が不自由な高齢者や障害者が自宅にしながら様々な行政手続を行うことが可能となる。

しかしながら、ICTを活用して提供されるサービスが充実すればするほど、それらのサービスが利用できない場合の不利益も深刻となり、障害者や高齢者も含めたあらゆる人々がそれらのサービスを利用することができること、すなわちアクセシビリティの確保が重要な課題となっている。

総務省では、ウェブアクセシビリティの重要性への理解を促すため、障害者のウェブ利用の様子を紹介するビデオ映像や、実際の取組の際に有用な手順書・ワークシート等をホームページにおいて公開している。

2 ウェブアクセシビリティの例

高齢者や障害者がICTを活用して提供されるサービスを利用できるかどうかは、ホームページ等の設計者や運用者が、多様な利用者を想定し、アクセシビリティの確保について、きちんとした対応を取っているかどうかによって依存している。

ウェブアクセシビリティの例をいくつか挙げると、まず全盲の視覚障害者の場合、ホームページ等の内容を、画面の内容（文字）を音声で読み上げるソフト（スクリーンリーダ）等を使って理解している。したがって、写真などの画像情報については、そのままでは内容を把握できないので、「代替テキスト」を設定し、画像が示す内容を読み上げさせなければならない（図表1）。また、色覚障害者や白内障の高齢者など色の識別が難しい人々への配慮としては、色だけで情報を示さず、文字なども併用する工夫が必要となる（図表2）。上肢障害のために細かいマウス操作が困難な人々のためには、小さな部分を選択させるのではなく、なるべく大きな部分を選択できるような配慮が必要である（図表3）。

図表1



代替テキストを設定することで目が見えない人でも画像が示す内容が理解できる

図表3

(配慮なし)

日常のウェブサイト更新は誰が行っているか

全て職員が行っている

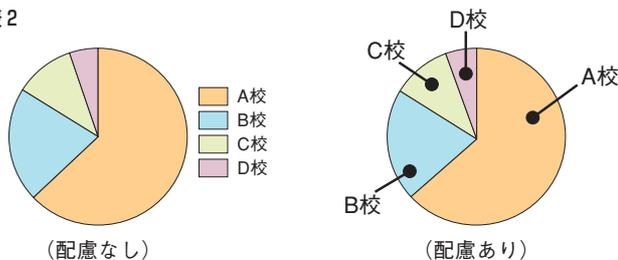
一部を業者に発注している

全て業者に発注している

その他

ラジオボタンしかクリックできない

図表2



色だけで円グラフの領域を表現

引き出し線をつけ領域の違いを表現

(配慮あり)

日常のウェブサイト更新は誰が行っているか

全て職員が行っている

一部を業者に発注している

全て業者に発注している

その他

テキスト部分もクリックできる

参考URL http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/w_access/index.html

3 人材育成

1 ICT人材育成

情報通信分野の技術の進歩は著しく、我が国においては、高度な知識や技能を有するICT分野の人材が不足している状況にある。我が国が世界最高水準のICT国家となり、ICTの恩恵を享受できる社会を実現するとともに、国際競争力の維持・向上を図るためには、高度ICT人材を育成することが急務となっている。

このため、総務省では、情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成するため、情報通信研修事業を実施する第三セクターや公益法人等に対し助成を行う「情報通信人材研修事業支援制度」を実施するとともに、平成16年度から、不正アクセスやサイバー攻撃等の情報セキュリティ侵害事案に的確に対処できる人材を効果的かつ集中的に育成するため、実践的な研修設備を整備する第三セクター等に対し、その設備整備等に補助を行う「情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業」を開始した。

また、平成17年度から、企業等において戦略的情報化等に携わることができるプロジェクトマネージャー、CIO等の高度なレベルのICT人材に必要な能力や、その実践的な育成手法等について産学官連携の下、調査研究し、これらの人材を育成するためのモデル教材を開発する「高度情報通信人材育成プログラムに関する調査・開発」に取り組んでいる。

さらに、文部科学省では、平成18年度から、産学官連携により、世界最高水準のソフトウェア技

術者として求められる専門的スキルを有するとともに、社会情勢の変化等に先見性をもって柔軟に対処し、企業等において先導的役割を担う人材を育成する教育拠点を大学院に形成することを目的とした、「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」を実施している。

これらの他、情報通信分野をはじめ様々な分野の人材育成に資するため、いつでも、どこでも時間や場所を選ばず簡便・効果的に学習ができるような基盤技術を開発する「ユビキタスラーニング基盤の開発・実証」を行うことにより、携帯電話等を利用した新たなeラーニングの普及を促すこととしている。

2 教育の情報化

ユビキタスネット社会の実現に向けて、教育の情報化は世界最高水準のICT国家実現の基盤となるものである。我が国の次世代を担う子供たちが、早い段階からICTに慣れ親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値、文化的価値を創造できる21世紀型の社会を構築することは重要である。そのためにはまず、ICTを効果的に活用できる環境を整備することが必要であり、総務省では、校内LAN等の環境整備の促進に取り組んでいる。

また、近年、インターネット、携帯電話等のICTメディアに関係した子供の事件が頻発していることから、これらの状況を踏まえ、今後のICTメディアの健全な利用の促進を図るため、「ユビキタスネット時代における新たなICTメディアリテラシー育成手法の調査・開発」に取り組んでいる。